16　前項の規定による公告があったときは、縦覧に供された事項の案における滞在快適性等向上公園施設の場所と同一の場所に飲食店等を設け、又は管理しようとする者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該事項の案について、市町村に意見書を提出することができる。この場合においては、当該飲食店等の設置又は管理を自らが行うこととした場合における第十四項第二号ロに掲げる事項と同様の事項の案を記載した書類を添付しなければならない。

17　市町村は、次に掲げる場合には、都市再生整備計画に記載しようとする事項又はその案について、あらかじめ、当該事項又はその案に係る公園管理者（第三号に掲げる場合にあっては、公園管理者及び一体型事業実施主体等）に協議し、その同意を得なければならない。

一　都市再生整備計画に第十四項第一号に定める事項を記載しようとするとき。

二　都市再生整備計画に第十四項第二号イに掲げる事項を記載しようとするとき。

三　第十五項の規定により第十四項第二号ロに掲げる事項の案を縦覧に供しようとするとき。

四　前項の規定により意見書及びその添付書類（以下この条において「意見書等」という。）の提出を受けた場合において都市再生整備計画に第十五項の規定により縦覧に供された事項の案のとおりの事項を記載しようとするとき。

18　公園管理者は、前項の協議（同項第二号に係るものに限る。）を受けた場合において、当該事項に基づき設置又は管理をされることとなる公園施設が都市公園法第五条第二項各号のいずれにも該当しないときは、前項の同意をしてはならない。

19　公園管理者は、第十七項の協議（同項第三号に係るものに限る。）を受けた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の同意をしてはならない。

一　第十五項の規定により縦覧に供しようとする事項の案における滞在快適性等向上公園施設の場所が、一体型事業実施主体等に滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理を行わせることが都市公園の管理上適切でない場所として国土交通省令で定める場所であること。

二　第十五項の規定により縦覧に供しようとする事項の案が、当該事項に基づき滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理を行わせることとなる都市公園の機能を損なうことなくその利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められないこと。

20　市町村は、第十七項の協議（同項第四号に係るものに限る。次項において同じ。）をしようとするときは、第十六項の規定により提出された意見書等の写しを、公園管理者に提出しなければならない。

21　公園管理者は、第十七項の協議を受けた場合において、第十五項の規定により縦覧に供された事項の案及び第十六項の規定により提出された意見書等の内容を審査し、当該事項の案が当該事項に基づき滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理を行わせることとなる都市公園の機能を損なうことなくその利用者の利便の向上を図る上で最も適切であると認められないときは、第十七項の同意をしてはならない。

22　市町村は、都市再生整備計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該各号に定める者に協議しなければならない。

一　第二項第三号に掲げる事項として記載された事項でその実施に際し道路交通法第四条第一項の規定により公安委員会の交通規制が行われることとなる事務若しくは事業に関するもの又は第十四項第三号イからハまでに掲げる事項　公安委員会

二　第十四項第三号ロ又はハに掲げる事項　都道府県知事（駐車場法第二十条第一項若しくは第二項又は第二十条の二第一項の規定に基づき条例を定めている都道府県の知事に限る。）

第四十六条の二の見出し中「都市再生推進法人」を「都市再生推進法人等」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　一体型滞在快適性等向上事業を実施し、又は実施しようとする者は、市町村に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該一体型滞在快適性等向上事業を実施し、又はその効果を一層高めるために必要な都市再生整備計画の作成又は変更をすることを提案することができる。前項後段の規定は、この場合について準用する。

第四十六条の四中「都市再生推進法人」を「者」に改め、第五章第一節中同条の次に次の四条を加える。

（都市再生整備計画に記載された一体型滞在快適性等向上事業の実施）

第四十六条の五　都市再生整備計画に記載された一体型滞在快適性等向上事業の実施主体は、当該都市再生整備計画（一体型滞在快適性等向上事業に係る部分に限る。）に従い、一体型滞在快適性等向上事業を実施しなければならない。

（勧告）

第四十六条の六　市町村長は、都市再生整備計画に記載された一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が当該都市再生整備計画に従って一体型滞在快適性等向上事業を実施していないと認めるときは、当該実施主体に対し、当該都市再生整備計画に従って一体型滞在快適性等向上事業を実施すべきことを勧告することができる。

（報告の徴収）

第四十六条の七　市町村長は、都市再生整備計画に記載された一体型滞在快適性等向上事業の実施主体に対し、当該一体型滞在快適性等向上事業の実施の状況について報告を求めることができる。

（資料等の提供の要求等）

第四十六条の八　都市再生整備計画に記載された一体型滞在快適性等向上事業の実施主体は、当該一体型滞在快適性等向上事業の実施に関して必要があるときは、市町村に対し、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

第五章第三節の節名中「特例」を「特例等」に改める。

第五十一条第一項中「第四十六条第十九項後段（同条第二十項」を「第四十六条第二十八項後段（同条第二十九項」に改め、「含む。）」の下に「の規定による同条第二十八項第二号」を加える。

第六十条中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

「第五款　都市公園の占用の許可の特例」を「第五款　都市公園法の特例等」に改める。

第六十二条の二に見出しとして「（都市公園の占用の許可の特例等）」を付し、同条中「事項が」を「事項又は同条第十四項第一号に定める事項が」に、「同条第十九項前段（同条第二十項」を「同条第二十八項前段（同条第二十九項」に改め、「が第四十六条第十二項」の下に「又は第十四項第一号」を加え、同条に次の一項を加える。

2　第四十六条第十四項第二号イに掲げる事項が記載された都市再生整備計画が同条第二十八項前段（同条第二十九項において準用する場合を含む。）の規定により公表された日から二年以内に当該都市再生整備計画に基づく都市公園法第五条第一項の許可の申請があった場合においては、公園管理者は、当該許可を与えるものとする。

第六十二条の三第一項中「第四十六条第十四項」を「第四十六条第二十三項」に改め、第五章第三節第六款中同条を第六十二条の十五とする。

第五章第三節第六款を同節第十款とする。

第五章第三節第五款中第六十二条の二の次に次の五条を加える。

（公園施設設置管理協定）

第六十二条の三　第四十六条第十四項第二号ロに掲げる事項に係る都市公園の公園管理者は、都市再生整備計画に基づき、一体型事業実施主体等と滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理に関する協定（以下「公園施設設置管理協定」という。）を締結するものとする。

2　公園施設設置管理協定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理の目的

二　滞在快適性等向上公園施設の場所

三　滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理の期間

四　滞在快適性等向上公園施設の構造

五　滞在快適性等向上公園施設の工事実施の方法